

補助金交付申請の流れ（**精算払**の場合・**下半期分**）

「精算払」は、かかる費用が確定した後、確定額に基づき補助金を支払います。

医療機関

県

【①交付申請】

添付書類に漏れのないようお願いします。

令和5年10月1日以降に契約し、**原則令和6年1月31日までに納品**があるもの

ア 交付申請書
提出期限（電子メール）
12月8日（金）



審査

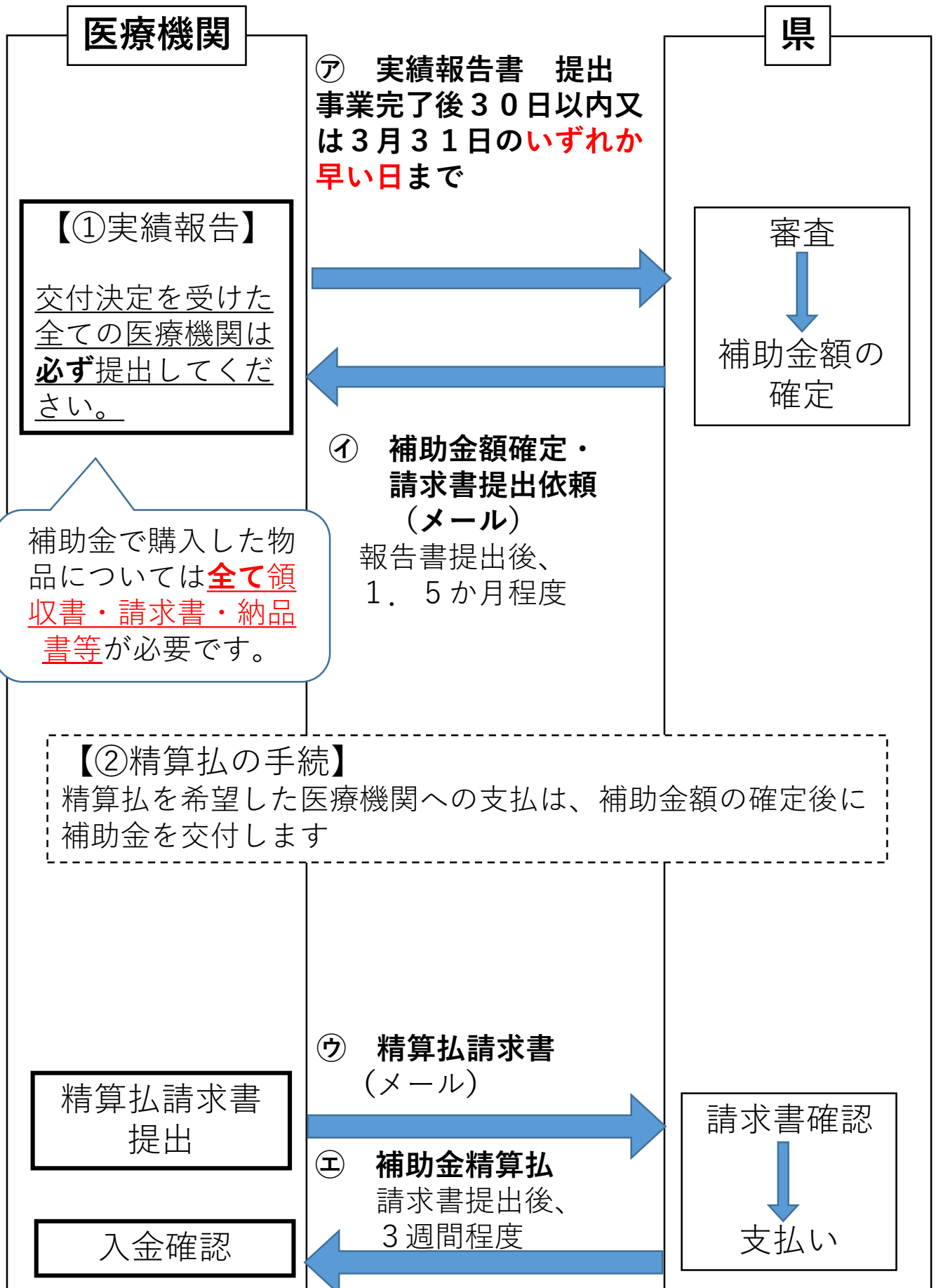


補助金額の決定

イ 補助金交付決定通知（メール）

申請書提出期限後、書類の不備がなければ1か月程度。なお、審査は申請書の到着順に行います。申請期限直前は申請が集中するため、審査できるまでに時間がかかる場合があります。

実績報告書（①提出・②精算払）の流れ（**精算払**の場合）



実績報告提出後の流れ

医療機関

県

【消費税報告】

交付決定を受けた全ての医療機関は**必ず**提出してください。

(仕入控除税額が0円の場合を含む。)

ア 仕入控除税額
報告書 提出
令和7年6月30日
締切

※6月30日までに提出できない場合は、5月31日までに連絡してください。



仕入控除税額（返還額）がある場合、県への返還を行います。

【書類の保管】

補助金に係る書類（交付申請書、実績報告書等）は**令和11年3月31日**まで保管する必要があります。

【財産処分】

単価30万円以上の機械及び器具については、厚生労働大臣が定める期間※を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供してはなりません。

※「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）参照